

指定施術機関の指定を受けた後の届出等について(施術機関＝施術者個人です)

	届出等を要する場合	届出等の種別
1	業務を行う施術所を変更した場合で、指定権者(※)が変更するとき	指定申請書
2	施術者の氏名、生年月日を変更したとき	変更届書
3	業務を行う施術所の名称及び所在地が変更したとき (所在地の変更は、住居表示、地番整理等による変更含む)	
4	業務を行う施術所を変更した場合で、指定権者(※)に変更がないとき	
5	出張専門の施術者が、指定権者(※)の管内で住所を変更したとき	
6	業務形態を変更したとき(施術所→出張専門、出張専門→施術所)	
7	業務を行う施術所を増やすとき、または減らすとき	休止届書
8	施術者が業務を休止したとき	
9	休止していた業務を再開したとき	再開届書
10	施術者が死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき	廃止届書
11	施術者が業務を中止したとき	
12	業務を行う施術所を変更した場合で、指定権者(※)が変更するとき	
13	出張専門の施術者が那覇市外に転出したとき	処分届書
14	生活保護法施行規則第 14 条第3項に規定する処分を受けたとき	
15	生活保護法による指定を辞退しようとするとき (この場合、30 日以上の予告期間が必要です。)	辞退届書

※指定権者は、那覇市は「那覇市長」、それ以外の沖縄県内については「沖縄県知事」となります(以下、同じ)。

★届出の根拠 生活保護法第55条2項において準用する法第50条の2、第51条第1項
生活保護法施行規則第14条